

# 労働者に職業訓練等を受講させた 事業主の方への給付金

## 19 キャリア形成促進助成金

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者、新たに雇い入れた労働者又は職業能力形成促進者(※1)を対象として、目標が明確化された職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援又は職業能力評価の実施を行う事業主に対して助成するもので、訓練等支援給付金、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金の4種類があります。

### 受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者(雇用保険の被保険者に限る。4(1)ロ及びハにおいては、雇用保険の被保険者又は被保険者になろうとする者(以下「被保険者等」という。))。以下同じ。)に対して周知しているものであること(4(1)ニに該当する事業主を除く。))。
- 3 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること(4(1)ニに該当する事業主を除く。))。
- 4 以下のいずれかに該当すること。

### 《訓練等支援給付金》

次のいずれかに該当する事業主であること。

- (1) キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画(二については有期実習型訓練実施計画)に基づき、その雇用する労働者、新たに雇い入れた労働者又は職業能力形成促進者に対して、職業訓練等を受けさせる事業主であって、次のいずれかに該当する事業主であること。
  - イ その雇用する労働者に対して、専門的な知識若しくは技能を追加して習得させるための職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させるための職業訓練等を受けさせる中小企業事業主であること。
  - ロ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する短時間等労働者(※2)に対して、高度な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等又は正社員への転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等を受けさせる事業主であること。
  - ハ 新たに雇い入れた労働者に対して、認定実践型人材養成システムによる訓練(※3)を受けさせ、ジョブ・カード制度による職業能力の評価(以下「能力評価」という。)を実施する事業主であること。
  - ニ 職業能力形成促進者に対して、有期実習型訓練(※4)を受けさせ、能力評価を実施する事業主であること。
  - ホ ハ又はニに該当する事業主であって、新たに雇い入れた労働者又は職業能力形成促進者に対して、キ

キャリア・コンサルティング(※5)(キャリア・コンサルティングに係る専門的な知識及び技能を有する事業外の機関又は個人に委託若しくは企業内に一定の要件を満たしたキャリア・コンサルタントを配置して実施するもの)を受けさせる事業主であること。

(2) キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、労働協約又は就業規則に定めるところにより、その雇用する労働者の申し出により、職業訓練等、職業能力検定又はキャリア・コンサルティング(以下「自発的職業能力開発」という。)を受けるために必要な経費(「自発的職業能力開発経費」)を負担する、「自発的職業能力開発時間確保措置」(※6)を講ずる、「職業能力開発休暇」(※7)又は「長期職業能力開発休暇」(※8)を与える事業主であること。

- ※1…安定的な雇用に就くために有期実習型訓練に参加することが必要であると認められた職業能力形成機会に恵まれなかった者であって、新たに雇い入れられた被保険者等、短時間等労働者又は派遣労働者をいう。
- ※2…期間の定めのない労働契約を締結している労働者であって、1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間未満である労働者、又は期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。
- ※3…企業における実習(OJT)と教育訓練機関等における企業のニーズに即した学習とを組み合わせ実施される訓練であって、当該訓練の実施計画について厚生労働大臣の認定を受けて実施される訓練をいう。
- ※4…職業能力形成促進者に対して、企業における実習(OJT)と教育訓練機関等における企業のニーズに即した学習とを組み合わせ実施される訓練(派遣労働者の場合は派遣元事業主が紹介予定派遣(\*)にかかると共同して行う訓練)をいう。  
(\*) 紹介予定派遣終了後、紹介予定派遣にかかると派遣労働者が派遣先の事業所に正社員として雇用される旨が有期実習型訓練開始時において約されているものに限る。
- ※5…労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、労働者の希望に応じて実施される相談をいう。
- ※6…自発的職業能力開発のための始業時間及び終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限に係る措置をいう。
- ※7…自発的職業能力開発のための休暇(年次有給休暇を除く)をいう。
- ※8…自発的職業能力開発のための長期にわたる(連続3ヶ月以上)休暇(年次有給休暇を除く)をいう。

### 《職業能力評価推進給付金》

キャリア形成促進助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する労働者に対して、職業能力の開発及び向上に資するものとして厚生労働大臣が定めるものであって、当該事業主以外の者が行う職業能力検定を受けさせる事業主であること。

### 《地域雇用開発能力開発助成金》

地域雇用開発能力開発助成金の受給資格認定を受け、地域雇用開発促進法に基づく「同意雇用開発促進地域」内に事業所が所在する事業主であって、当該地域内若しくは当該地域に隣接する同意雇用開発促進地域内に居住する求職者を雇い入れ、年間職業能力開発計画に基づき、その雇い入れた者(雇入れ後1年未満の者に限る。以下「対象雇用地域労働者」という。)又は内定者(対象雇用地域労働者と合わせ以下「対象雇用地域労働者等」という。)に対して、職業訓練等を受けさせる事業主であること。

### 《中小企業雇用創出等能力開発助成金》

都道府県知事から「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づく改善計画(※9)の認定を受けた個別中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)又は事業協同組合等の構成中小企業者(認定中小企業者と合わせ以下「認定中小企業者等」という。)であって、中小企業雇用創出等能力開発助成金の受給資格認定を受け、年間職業能力開発計画に基づき、その雇用

する労働者(以下「対象労働者」という。)又は内定者(対象労働者と合わせ以下「対象労働者等」という。)に対し、職業訓練等を受けさせる又は対象労働者の申し出により、職業訓練等を受けるために必要な経費を負担する若しくは休暇を与える認定中小企業者等であること。

※9…職業に必要な高度な技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るため必要となる職業訓練等に関する事項、新分野進出等に伴い必要となる職業訓練等に関する事項又は青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るため必要となる職業訓練等に関する事項を含む計画をいう。

## 受給できる額

### 《訓練等支援給付金》

#### (1) 「受給できる事業主」の4(1)に該当する事業主

対象経費等 対象事業主	職業訓練等(OJTを除く。)を受けさせる場合の経費及び賃金	職業訓練(OJTに限る。)を受けさせる場合の賃金等	キャリア・コンサルティングを受けさせる場合の経費及び賃金	ジョブ・カード制度による能力評価の実施
その雇用する労働者に職業訓練等を受けさせる中小企業事業主	【助成率】 1/2 (※10、※11)	—	—	—
その雇用する短時間等労働者に職業訓練等を受けさせる事業主	【助成率】 1/3 (中小企業1/2) (※10、※11)	—	—	—
新たに雇い入れた労働者に認定実践型人材養成システムによる訓練を受けさせる事業主	【助成率】 2/3 (中小企業3/4) (※10)	【助成率(賃金)】 2/3 (中小企業3/4)  【助成額】 対象者1人につき、当該訓練の時間数に600円を乗じて得た額(※12)	【助成率・助成額】 ・ 外部機関等へ委託した場合 委託費等の1/2(※14) ・ 企業内にキャリア・コンサルタントを配置した場合 15万円(※15) ・ キャリア・コンサルティング実施期間中に支払った賃金の1/3(中小企業1/2)	【助成額】 対象者1人につき 4,880円
職業能力形成促進者に有期実習型訓練を受けさせる事業主)	同上	同上(※13)	同上	同上

※10…対象となる経費は、事業内で自ら行う場合、外部講師の謝金又は教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合は、入学料又は受講料等の派遣費となる。

また、1コース当たりの訓練時間が300時間未満の場合は1人当たり5万円(但し、認定実践型人材養成システム及び有期実習型訓練は20万円)、300時間以上600時間未満の場合は1人当たり10万円(同30万円)、600時間以上の場合は1人当たり20万円(同40万円)を限度とする。

※11…賃金助成は原則1,200時間を限度とする。

※12…助成額は40万8千円を限度とする。

※13…助成額は20万4千円を限度とする。

※14…50万円を限度とする。

※15…1事業所につき1回に限る。

(2) 「受給できる事業主」の4(2)に該当する事業主

- イ 自発的職業能力開発経費の1/3(中小企業事業主1/2)、制度導入奨励金(中小企業のみ)として制度利用者が生じた場合15万円、制度導入後3年以内の制度利用者1名につき5万円(中小企業のみ)、制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分(3年以内と比し)1人につき2万円(中小企業のみ)。
- ロ 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3(中小企業事業主1/2)、制度導入奨励金として制度利用者が生じた場合15万円、制度導入後3年以内の制度利用者1名につき5万円、制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分(3年以内と比し)1人につき2万円(中小企業のみ)。
- ハ 自発的職業能力開発時間確保措置(勤務時間の短縮に限る。)期間中に支払った賃金の1/3(中小企業事業主1/2)、制度導入奨励金として制度利用者が生じた場合30万円、制度導入後3年以内利用者1名につき5万円、制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分(3年以内と比し)1人につき2万円(中小企業のみ)。
- ニ 長期職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3(中小企業1/2)、制度導入奨励金として制度利用者が生じた場合30万円(代替要員の確保にかかる措置(※16)がある場合60万円)、制度導入後3年以内利用者1名につき10万円、制度導入から3年を経過した場合、制度利用者増加分1人(3年以内と比し)につき4万円(中小企業のみ)。

※16…労働協約又は就業規則による長期職業能力開発休暇の制度利用者が生じた場合に当該者の代替要員を確保する規定をいいます。

(注) 制度導入奨励金は1事業所につき1回に限ります。また、賃金、経費の助成、利用促進奨励金はそれぞれ限度額があります。

#### 《職業能力評価推進給付金》

- (1) 職業能力検定の受検に要する経費(受検料等)の3/4
- (2) 職業能力検定期間中のその雇用する労働者の賃金の3/4

#### 《地域雇用開発能力開発助成金》

- (1) 対象雇用地域労働者等に対して職業訓練等(OJTを除きます。)を受けさせる場合の経費(事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金又は教材費等の運営費、事業外の施設で行う場合、入学科又は受講料等の派遣費)の1/2(中小企業事業主2/3)[1コース当たりの訓練時間が300時間未満の場合は1人当たり5万円、300時間以上600時間未満の場合は1人当たり10万円、600時間以上の場合は1人当たり20万円を限度]
- (2) 職業訓練等(OJTを除きます。)期間中に支払った賃金の1/2(中小企業事業主2/3)(1,200時間を限度)

#### 《中小企業雇用創出等能力開発助成金》

- (1) 対象労働者等に対して職業訓練等を受けさせる場合の経費(事業内で自ら行う場合は、外部講師の謝金又は教材費等の運営費(OJTについては外部講師の謝金に限ります。)、事業外の施設で行う場合は、入学科又は受講料等の派遣費)の1/2(小規模事業主(※17)2/3)又は対象労働者の申し出による職業訓練等について事業主が負担した経費の1/2[1コース当たりの訓練時間が600時間未満の場合は1人当たり10万円、600時間以上の場合は1人当たり20万円を限度]
- (2) 職業訓練等(OJTを除きます。)の期間中に支払った賃金の1/2(小規模事業主2/3)又は職業訓練等について休暇期間中に支払った賃金の1/2(原則1,200時間を限度)

※17…その常時雇用する労働者の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5人)を超えない中小企業者をいう。

(注) (1)及び(2)ともキャリア形成促進助成金の受給資格認定後3年間を限度とします。ただし、新分野進出等に係る改善計画を受けた認定中小企業者の場合は、5年間を限度とします。

## 受給のための手続

キャリア形成促進助成金の受給のための手続は、事業所が所在する都道府県の独立行政法人雇用・能力開発機構の各都道府県センターで行います。ご不明な点および手続等の詳細については、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターまでお問い合わせ下さい。

◎ お電話でのお問い合わせは、0570-001154（ナビダイヤル:全国共通）

全国どこでも最寄りの都道府県センターに自動転送されます(ただし、携帯電話・PHS はご利用できません。NTT 回線以外の方は一部つながらない場合もあります。)

◎ ご利用時間 9:00～17:00(土・日・祝は休業)